

平成 26 年 度

大 阪 市 市 民 病 院 事 業 会 計 予 算 書

平成26年度大阪市市民病院事業会計予算

(総 則)

第1条 平成26年度大阪市市民病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 総合医療センター事業

(1) 病床数	1,063 床
(2) 入院患者数 (1日平均入院患者数)	329,960 人 (904人)
(3) 外来患者数 (1日平均外来患者数)	432,612 人 (1,773人)
(4) 建設改良事業の概要	建物改修及び 医療用備品購入等

2 十三市民病院事業

(1) 病床数	263 床
(2) 入院患者数 (1日平均入院患者数)	78,475 人 (215人)
(3) 外来患者数 (1日平均外来患者数)	127,368 人 (522人)
(4) 建設改良事業の概要	建物改修及び 医療用備品購入等

3 住吉市民病院事業

(1) 病床数	101 床
(2) 入院患者数 (1日平均入院患者数)	22,119 人 (61人)
(3) 外来患者数 (1日平均外来患者数)	35,624 人 (146人)
(4) 建設改良事業の概要	建物改修及び 医療用備品購入等

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第1款 市民病院事業収益			千円 42,924,064
第1項 医業収益		千円 37,246,226	
第2項 医業外収益		5,534,673	
第3項 特別利益		143,165	
	支	出	
第1款 市民病院事業費			千円 46,931,400
第1項 医業費用		千円 43,695,430	
第2項 医業外費用		1,702,257	
第3項 特別損失		1,531,713	
第4項 予備費		2,000	

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1,208,483千円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額 2,862千円及び損益勘定留保資金 1,205,621千円で補てんするものとする。）。

	収	入	
第1款 資本的収入			千円 8,387,309
第1項 企業債		千円 4,474,000	
第2項 補助金		3,893,306	
第3項 固定資産売却代金		3	
第4項 雜収入		20,000	
	支	出	
第1款 資本的支出			千円 9,595,792
第1項 建設改良費		千円 4,588,986	
第2項 企業債償還金		3,893,306	
第3項 借入金返還金		1,113,500	

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事　　項	期　　間	限　度　額
	平成　年度	千円
市　民　病　院　改　修　工　事	27	520,000
大阪府市共同住吉母子 医療センター整備工事	27	2,303,000
合　　計		2,823,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限　度　額	起債の方法	利　率	償還の方法
市民病院整備事業	4,474,000 千円	普通貸借又は 証券発行（他 の地方公共團 体との共同發 行を含む。）。	年9.5%以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 資金について、 利率の見直し を行った後に おいては、当 該見直し後の 利率)	起債年度の翌年度か ら据置期間を含め、 30年内に償還する。 ただし、本期間に 未償還額の範囲内に おいて借り替えるこ とができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、20,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定め
る。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における医業費用及び医業外費用の間の流用

(他会計からの補助金)

第9条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、8,313,468千円である。

(貯蔵品購入限度額)

第10条 貯蔵品の購入限度額は、10,000,000千円と定める。

(重要な資産の取得)

第11条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種類	名称	数量
取得する資産		
工具、器具 及び備品	高精度放射線治療システム 血管撮影装置 磁気共鳴断層撮影装置 病院情報システム端末	一式 一式 一式 一式

平成26年2月28日提出

大阪市長職務代理者

大阪市副市長 村上龍一